

建築についての相談・事前協議の窓口

お気軽に
ご相談
ください！

地域	所属名	電話・FAX番号
熊本市	熊本市都市建設局建築指導課建築審査室	TEL 096-328-2516 FAX 096-351-2182
宇城地域	県央広域本部宇城地域振興局景観建築課	TEL 0964-32-2404 FAX 0964-32-5124
玉名地域	県北広域本部玉名地域振興局景観建築課	TEL 0968-74-2145 FAX 0968-74-2249
鹿本地域	県北広域本部鹿本地域振興局維持管理調整課 (山鹿市役所建設部都市計画課内)	TEL 0968-44-2280 FAX 0968-44-2272
菊池地域	県北広域本部景観建築課	TEL 0968-25-2724 FAX 0968-25-4227
阿蘇地域	県北広域本部阿蘇地域振興局維持管理調整課	TEL 0967-22-1118 FAX 0967-22-4370
上益城地域	県央広域本部上益城地域振興局景観建築課	TEL 096-282-3210 FAX 096-282-3210
八代市	八代市建設部建築指導課	TEL 0965-33-4750 FAX 0965-32-8944
その他の 八代地域	県南広域本部技術管理課	TEL 0965-33-4182 FAX 0965-33-4051
芦北地域	県南広域本部芦北地域振興局維持管理調整課	TEL 0966-82-2530 FAX 0966-82-4059
球磨地域	県南広域本部球磨地域振興局維持管理調整課	TEL 0966-24-4231 FAX 0966-24-8170
天草市	天草市建設部 建築課建築指導係	TEL 0969-32-6797 FAX 0969-23-5311
その他の 天草地域	天草広域本部技術管理課	TEL 0969-22-4392 FAX 0969-23-0305

又は相談について

土木部建築住宅局建築課アートポリス・UD班

TEL 096-333-2537
FAX 096-384-9820

UD(ユニバーサルデザイン)データバンク

県では、県下のUDに配慮して整備された建築物を、収集・分析・蓄積したUDデータバンクホームページを構築し、公開しています。今後の整備の参考にぜひご覧ください。

- 「UD(ユニバーサルデザイン)データバンク」ホームページURL
<http://portal.kumamoto-net.ne.jp/ud-kenchiku/>



くまもと
ユニバーサルデザイン

発行 熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 TEL 096-333-2202
熊本県土木部建築住宅局建築課
TEL 096-333-2537

発行者:熊本県
所属:健康福祉政策課
発行年度:平成26年度

誰もが利用しやすい

建築物の整備ガイド



この整備ガイドは、建築主の皆さんが
高齢の方や障がいのある方など
誰もが利用しやすい建築物を整備する際の手引書です。

熊本県

建築主に求められること

本県は、全国の中でも高齢化が進んでおり、高齢者や障がい者をはじめとして、県民だれもが住み慣れた地域で安全で安心な生活を営むことができる環境の整備が急務となっています。

高齢になると視野が狭くなったり、つまづきやすくなったり、機敏な行動ができなくなったりします。また、乳幼児と一緒に行動する場合には、手荷物が多くなったり、ベビーカーの移動や置き場に困ることがあります。障がいのある人にとって、床に段差があったり、トイレが利用できない場合は、外出そのものができなくなる場合があります。

そのため、店舗、飲食店、病院、銀行など、日常生活の中で**多数の人が利用する建築物(特定建築物)**の建築主は、出入口・廊下・階段・トイレ等を高齢者や障がい者をはじめとして誰もが利用しやすい建物となるよう努める必要があります。

バリアフリー法(※1)や**やさしいまちづくり条例**(※2)では、誰もが利用しやすい基準を示しており、この基準にあった建築物の整備を進めていくことが求められています。

※1 バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称です。

多数の人が利用する建築物(特定建築物)や公共交通機関等を、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにするための建築主の責務や特定建築物等が満たすべき基準(建築物移動等円滑化基準)などを定めています。

※2 やさしいまちづくり条例

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の通称です。

バリアフリーとは…

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするときに、これを困難にする様々な障壁(バリア)があります。例えば、建物や道路などの段差など目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなど、目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるように、これらのバリアを取り除いていくことをバリアフリーといいます。

UD(ユニバーサルデザイン)とは…

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関係なく、だれもが利用できるような製品や環境をデザインすることです。今日では、情報も含むサービスやコミュニケーションに対しても提唱され、「すべての人が生活しやすい社会をデザインする」といった広い意味を持っています。

Content

目次

1 ページ

建築主に求められること

3 ページ

「やさしいまちづくり条例」
の特徴

- 1 条例の対象者
- 2 利用者からの意見聴取
- 3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大
- 4 事前協議制度

5 ページ

誰もが利用しやすい
建築物の整備ポイント

- 7 ページ 屋外空間(駐車場・アプローチ)
- 9 ページ 屋内空間(出入口・廊下)
- 11 ページ 階段
- 12 ページ エレベーター
- 13 ページ トイレ
- 15 ページ 多機能トイレ
- 16 ページ 案内サイン
- 17 ページ その他の施設

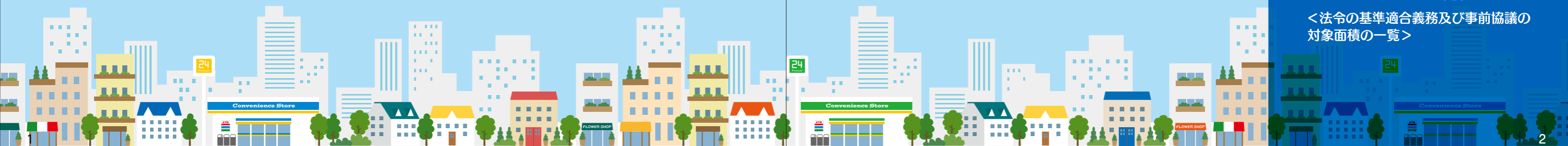
18 ページ

バリアフリー法・
やさしいまちづくり条例の
ポイント

<バリアフリー法のポイント>

<やさしいまちづくり条例のポイント>

<法令の基準適合義務及び事前協議の
対象面積の一覧>



「やさしいまちづくり条例」の特徴

平成7年3月に制定された「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称 やさしいまちづくり条例)」では、県や県民、事業者の皆さんが、やさしいまちづくりを進めるために取り組むべきことを規定するとともに、①**県民意識の高揚を図ること**、②**社会環境の整備を進めること**、③**生活環境の整備を進めること**の3つの基本方針に基づいて、各種の施策を総合的に取り組んでいくこととしています。

建築物の整備については、より一層、日常生活に身近な建物が利用しやすいものとなるよう、やさしいまちづくり条例で次のような規定を設けています。

1 条例の対象者



トピックス

熊本県内の高齢者等の割合

平成25年度時点で、熊本県の高齢化率は27.2%、障害者手帳所持者率は7.2%とともに全国平均より高く、年々増加傾向にあることから、誰もが円滑に利用できる建築物の整備の必要性はますます高まっています。

2 利用者からの意見聴取

ユニバーサルデザインによる建築物の整備を行う際に、利用者の意見をできるだけ反映することが、より使いやすい建築物の整備につながります。やさしいまちづくり条例では、特定建築物の建築等に当たって、設計から施工に至るまでのプロセス(過程)を重視し、高齢者や障がい者等からの意見を聴くように努めなければならないという規定を設けています。

<意見聴取の例>

ワークショップ(様々な人が自由に意見を出し合って提案をまとめ上げる手法)、アンケート調査、ヒアリング(聞き取り調査)などの方法があります。設計及び施工の早い段階で実施すると効果的です。

3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大

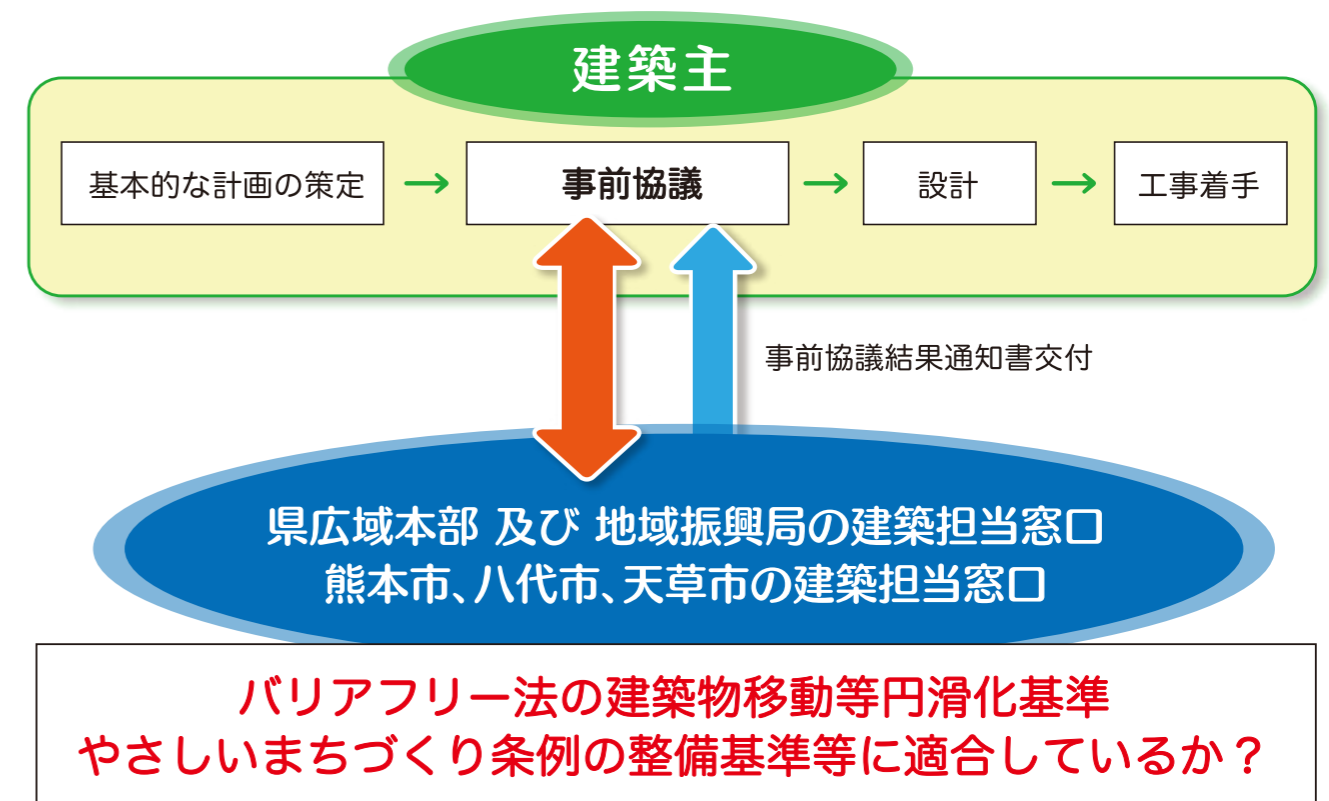
不特定多数の者又は主に高齢者、障がい者等が利用する建築物(特別特定建築物)で床面積2,000㎡(公衆トイレは50㎡)以上のものを建築する場合は、バリアフリー法で定められた基準に適合する義務があります。

やさしいまちづくり条例では、この義務付け対象建築物の種類を増やしたり、ユニバーサルデザインによる整備の必要性が高い建築物については、床面積がより小さいものから基準を設けています。

4 事前協議制度

事前協議制度は、バリアフリー法ややさしいまちづくり条例に定められた特定建築物等の建築主等へ、指導・助言を的確に行うために設けられているものです。

特定建築物等の建築等を行う際に、一定の規模以上については、**基本的な計画を策定した時点で**、県広域本部及び地域振興局または熊本市・八代市・天草市の建築担当窓口で事前協議を行う必要があります。



建物の種類ごとの法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積は、21ページをご覧ください。

誰もが利用しやすい建築物の整備ポイント

ユニバーサルデザインによる建築物の整備では、すべての人にとって安全・簡単・快適に利用できるという視点で計画を行っていく必要があります。

以下の整備ポイントを参考に、利用者の視点に立った整備を進めましょう。

階段 ▶▶ 11 ページ

転落等の危険性の高い場所であるため、手すりの設置、段の先端のわかりやすさ、すべりにくさなど安全面に配慮する。

エレベーター ▶▶ 12 ページ

出入口やロビーから見えやすい位置に設置し、すべての人が使いやすいものにする。

廊下等 ▶▶ 9・10 ページ

建物の用途、規模、利用状況などに応じた十分な幅を確保し、廊下途中での幅の変化を避け、設備機器等の突出物は設けない。

出入口 ▶▶ 9・10 ページ

車いすでの利用を考慮し必要な幅を確保するとともに、すべての人に開閉しやすい扉を設置する。

授乳室 ▶▶ 17 ページ

授乳やおむつ交換のできる場所を設け、男性の利用も考慮し、女性のプライバシーの確保にも配慮する。

トイレ ▶▶ 13~15 ページ

多様な利用者ニーズに対応できるようにトイレの配置を計画し、スペースを効率的・効果的に確保し、必要な設備を使いやすい位置に設置する。

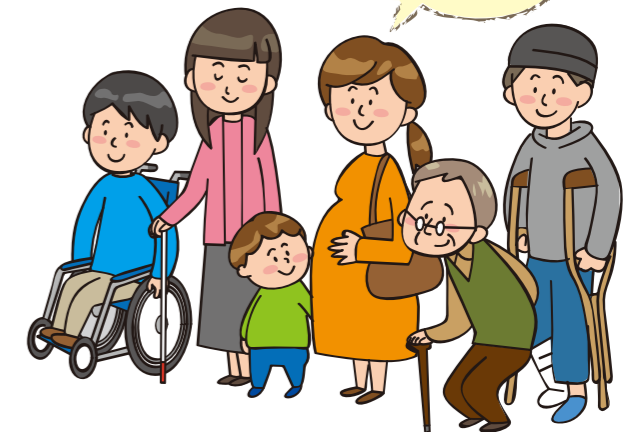
駐車場 ▶▶ 7・8 ページ

駐車場は段差をなくし、車いす使用者用駐車スペースは玄関近くで利用しやすい位置にする。

敷地内通路(アプローチ) ▶▶ 7・8 ページ

建物の出入口に通じる通路は段差をなくすか緩やかな勾配のスロープにし、すべての人が安全に同じ経路で移動できるようにする。

みんなに
優しい整備が
うれしいね!



屋外空間(駐車場・アプローチ)

利用者が
不便に思う
ポイント

多くの方の
意見

●車いす使用時や、ベビーカーやカートを押して移動するときには、段差があると、スムーズに移動ができない。

●移動中に杖先や車いすのキャスターが溝にひっかかると転倒しやすくなり、けがにつながる。

●ベビーカーやカートを押して移動するときは、横方向に傾斜があるとまっすぐ進めない。また、進行方向に傾斜があると勢いがついてしまう。



●車の乗降時には車のドアを全開にする必要があるため、乗降用のスペースが狭いと、車の乗り降りが大変。

敷地内の通路は、
段差を設けない
ようにする。

床に段差が
ないから
カートで移動
しやすい!

駐車場は、建築物のそばに配置
し、歩行者用の通路を設けるな
どの安全面の配慮をする。

車路と通路の色分けや仕上げを変
えるなど、直感的に歩行場所がわ
かるように配慮する。

自動ドアは、
荷物やベビーカーで
手がふさがっていても、
移動がラクチン!

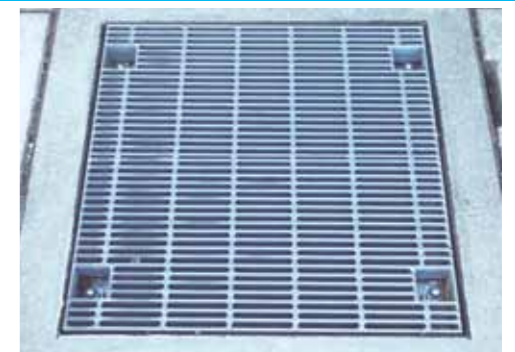
左右どちらからでも
乗り降りできた
ほうが便利!

誘導ブロックは、周りの
柱や壁の位置、車道、段
差に配慮して配置する。

車いす使用者用駐車スペース(幅
3.5m以上)の近い位置に、歩行困難
な方等(車いす使用者以外の障がい
のある方、妊産婦、けが人など)のた
めの駐車スペース(幅3.5m未満で
可)を、別に設置することが望ましい。

駐車場と乗降スペースは平坦に
する。(少しの傾斜でもベビーカー
や車いすは移動してしまう)

排水溝等の蓋ふた



排水溝等の蓋ふたは杖先やキャスターが
落ちない目の細かいものにする。

屋内空間(出入口・廊下)

利用者が
不便に思う
ポイント



(車いすの方)

- 十分なスペースがないときには、方向転換しづらい。
- 車いすに乗ってドアを開けるときには、車いすのフットサポートがドアや壁にぶつかりやすい。
- 通路が狭いと、歩行者とぶつかってしまう。

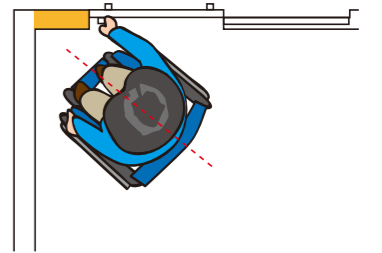
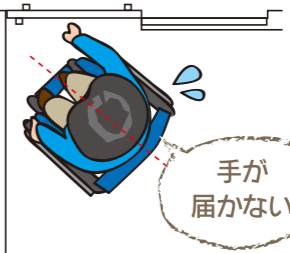


(高齢の方)

- 握力が弱くなってくると、重い扉の開閉が難しい。

そで壁なし

そで壁あり



出入口にはそで壁(15~20cm)をつけると、車いす使用者が扉を開けやすくなる。

出入口の前後には、車いすに乗っていても、扉の開閉等を行うのに十分な空間を確保する。

誘導ブロックの上に足ふきマットを置かない。

人の案内があれば助かるわ。

扉には反対側の様子がわかるようにガラス小窓等を設ける。

案内板等は床置きにしないようにして、廊下でのスムーズな移動に配慮する。

カウンター



台の高さを低くして、膝が入るスペースを設けた車いす使用者に配慮したカウンターにする。

- 床には段差を設けない。
- 床は転倒の危険があるので、すべりにくい仕上げにする。

引き戸だと車いすでも安心!

消火器等は壁埋め込み型を採用し、廊下でのスムーズな移動に配慮する。

階段

利用者が不便に思うポイント

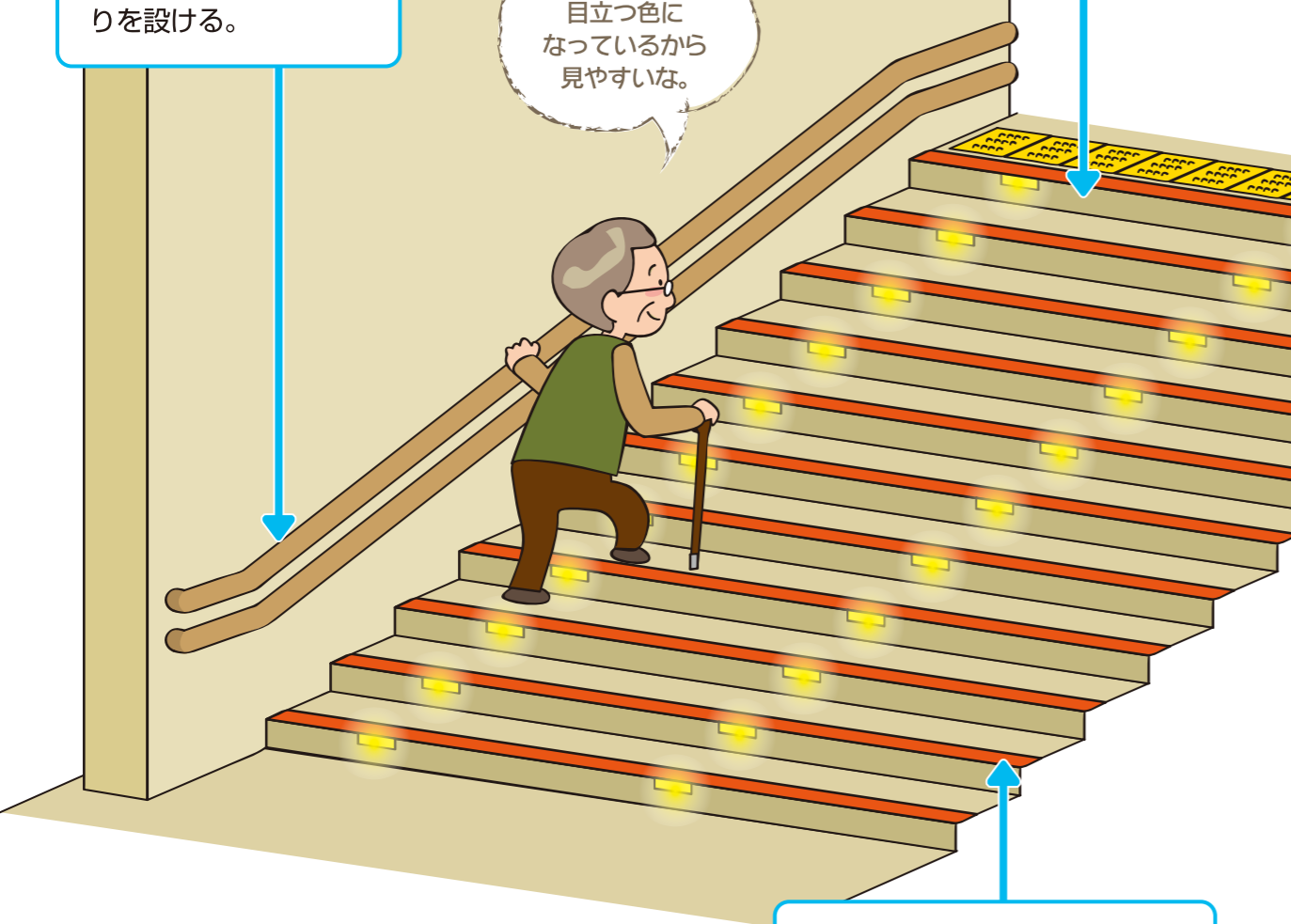


- 段の存在が見えづらい。
- 階段は転倒しやすい。

階段には連続する握りやすい高さ・形状の手すりを設ける。

段の先端が目立つ色になっているから見やすいな。

段の先端ははっきりわかる色使いにすると暗くても安心して使える。また、足元灯があると便利。



主要な階段は、建物の出入口からすぐにわかり、利用しやすい位置に設ける。

階段は滑りにくい材料又は仕上げとし、蹴込板のない階段はできるかぎり設けない。

エレベーター

利用者が不便に思うポイント



- 高い位置にあるエレベーターのボタンには、手が届かない。

エレベーターかごの側面の低い位置に操作パネルがあると、子どもや車いす使用者が操作しやすいだけでなく、混雑しているときは誰もが便利である。

床上40cm～150cm程度まである鏡をかご入口正面に設置する。

かご内に手すりがあるとうれしいな。

鏡があると、かご内で転回しなくても安全確認しやすくて助かる！



建物出入口から分かりやすい位置で階段に近接する位置に設ける。

トイレ

利用者が
不便に思う
ポイント

多くの方の意見

- トイレの使用状況が外からわかりづらい。
- 操作ボタンが多いと、どれを押せばよいか分かりづらい。
- ベビーチェアやオストメイト対応設備など、利用したい設備がどのブースにあるかが分からなくて利用しづらい。



● 洗面台の位置が高いと、手が届かない。

鏡は子どもや車いす使用者から長身の人までの視線の高さに配慮する。

一般トイレ内の各ブースの設備が違う場合は、案内サインを用いて表現する。(ベビーチェア有、チェンジングボード有、オストメイト対応設備有、和式、洋式の別など)

視覚障がいのある方に配慮して、トイレの出入口に触知図を配置する。(P16参照)

洗面器下部に車いすで膝が入るスペースをつくる。

小便器の前に幅が20cm程度の面台があると、荷物を置くことができ、便利になる。

壁掛け式低リップタイプにすると、利用者に使いやすく、管理者も掃除がしやすいトイレになる。

最低1つの小便器には、手すりを設置する。

複数のブースがある場合、手すりの右使用・左使用は、バランスよく配置する。

鏡は子どもや車いす使用者から長身の人までの視線の高さに配慮する。

一般トイレ内の各ブースの設備が違う場合は、案内サインを用いて表現する。(ベビーチェア有、チェンジングボード有、オストメイト対応設備有、和式、洋式の別など)

洗面器下部に車いすで膝が入るスペースをつくる。

視覚障がいのある方に配慮して、トイレの出入口に触知図を配置する。(P16参照)

荷物置きやフックを設ける。荷物置き台には杖や傘を立てかけておけるようなくぼみがあると便利。

オストメイト対応設備を設置する。

操作ボタンなど、JIS基準にあうように配置する。

便器洗浄ボタン

このように使われています。

オストメイト(人口肛門等保有者)
 ・パウチ(便をためておくための袋)から排泄するために汚物流しを使用。
 ・腹部を洗浄するため温水シャワーも必要。
 ※外見ではわからないため、多機能トイレとは別に一般トイレにオストメイト対応設備があると人の目を気にせず、利用しやすい。

多機能トイレ

利用者が不便に思うポイント



●空間が広くてトイレ内の設備の配置がわからない。

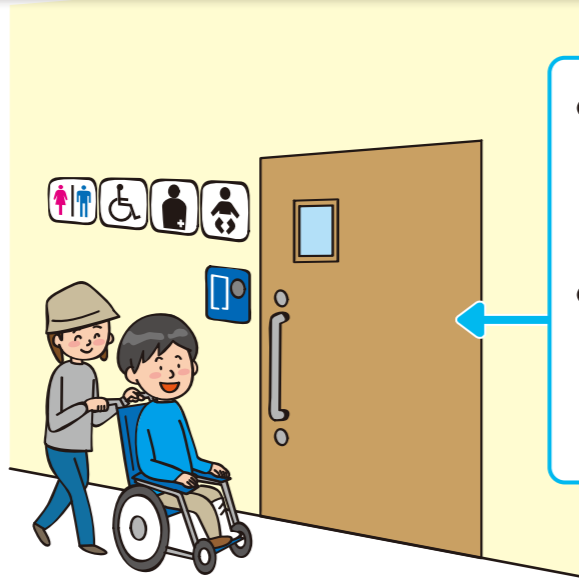


●手すりが固定式だと、車いすが便器に横付けできないから、利用づらい。
●手すり近くに洗面器があると邪魔になって、車いすが便器に横付けできず、利用づらい。

●多機能トイレの位置によっては、異性介護をするときに、利用しにくいことがある。

多機能トイレは、異性介助に配慮して男女どちらでも入りやすい位置に設ける。

手すりは可動式とし、車いすでアプローチしやすいものとする。その際、手すりまわりに洗面器等アプローチに邪魔になるものを配置しない。



- ブースの鍵は、指が不自由な人でも操作しやすい形状のものを、操作しやすい位置に設ける。
- 鍵が2つあると、子どもを連れて入った時、子どもが勝手に出ていけないようにできる。



- 汚物流しなど、オストメイト対応設備(温水機能付き)を設ける。
- 鏡は上半身が映るよう配置する。

- 操作ボタンなどはJIS基準にあうように配置する。
- 必要に応じて、触知図や音声誘導装置を設ける。

ベビーベッドなどは、扉開閉の邪魔にならないように配置する。

案内サイン

利用者が不便に思うポイント

多くの方の意見

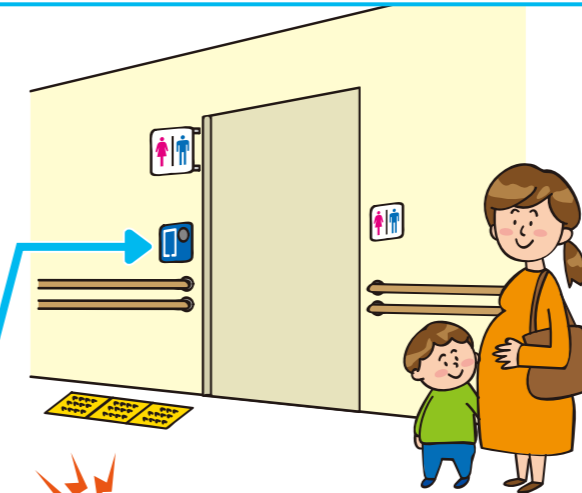
- 緊急時に必要な出入口や設備の位置がわかりづらい。
- 表示内容が多すぎて、わかりづらい。
- 文字が小さくて、わかりづらい。
- 設置場所が暗いと、案内板が見えない。



●文字や図のサインを確認できず、各部屋の配置がわからない。

- 明確で美しいデザインとし、連続的に設置する。
- JIS規格のサインを使用する。
- 表示内容は、外国語表示も行い、大事な情報に絞る。

できる限り案内サインに頼らなくてよいわかりやすい平面計画にする。



誘導音スピーカー



蛍光灯が点灯

視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した避難誘導灯の設置

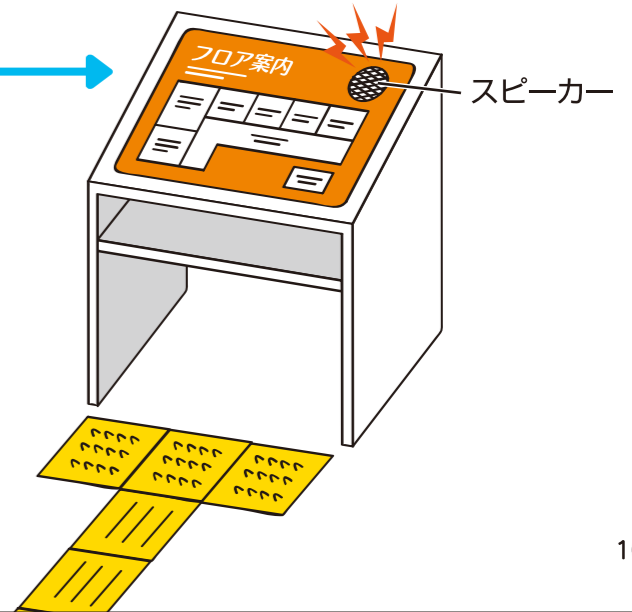


触知図

- 見る・聞く・触るという複数の方法で情報を伝える。
- 点字に絵柄や浮き文字を併用すると、点字が読めない人もわかりやすい。

案内図

- フロアの案内図は、白内障の方や色弱者の方に配慮して、はっきりとした色の対比をつける。
- フロア案内図の向きと、利用者の進行方向が一致するように配置する。
- 音声案内があると安心。
- 荷物を置くスペースや白杖をかけるスペースを設ける。

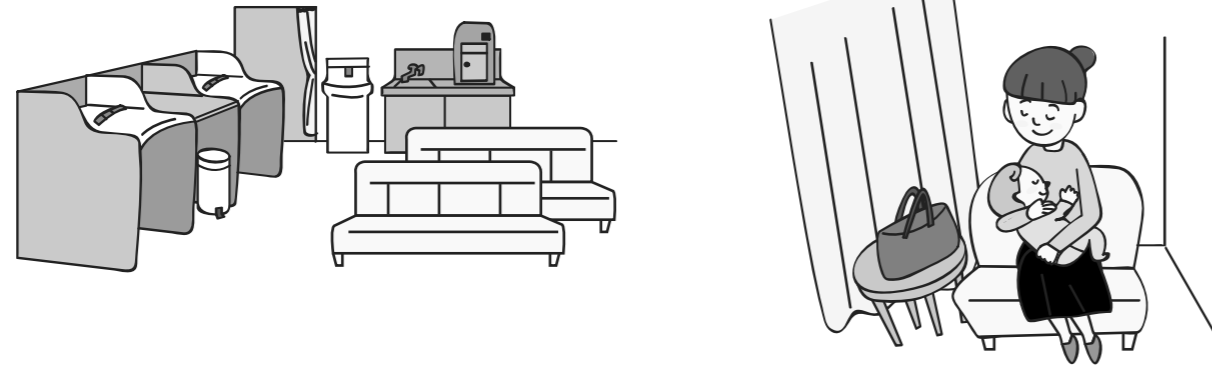


バリアフリー法・やさしいまちづくり条例 のポイント

バリアフリー法で定められた規模の大きな建築物等については、建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられています。

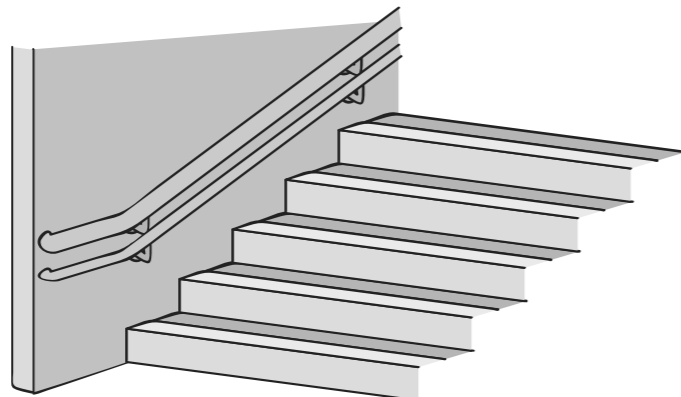
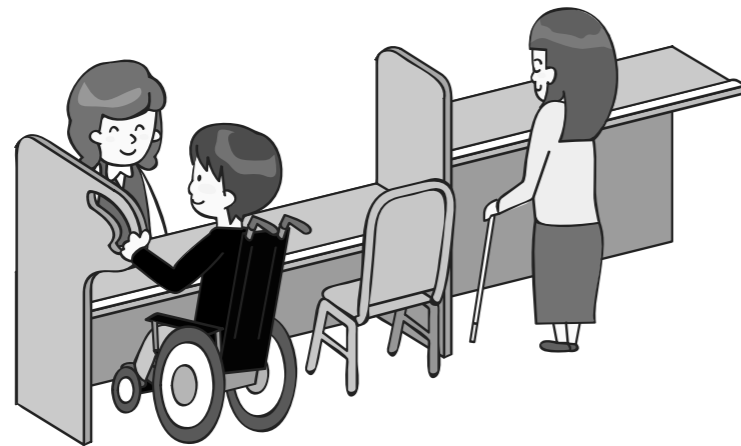
また、利用居室、車いす使用者用便房、駐車施設に至るいくつかの経路のうち、必ず1つ以上は**高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)**としなければなりません。

例えば、利用居室からトイレに行くのに何通りかの行き方があるとき、そのうちの少なくとも1つは移動等円滑化経路の基準を適用する必要があります。



<バリアフリー法のポイント>

以下の表にバリアフリー法に示されている基準のポイントを記載していますが、整備基準の詳細はバリアフリー法をご確認ください。



場所と設備	移動等円滑化基準のポイント
出入口	(移動等円滑化経路) ①車いすが通過できる幅にする。 ②自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
廊下等	①